

令和6年7月19日
港区子ども政策課

令和5年度被措置児童等虐待事案の公表について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、港区において令和5年度対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 被措置児童等虐待の状況について

受理件数	調査報告	内訳		備考
		虐待該当	非該当	
2件	3件	1件	2件	報告件数3件のうち1件は令和4年度からの継続案件

2 被措置児童等虐待該当事例について

(1) 状況

被害児童の性別	被害児童の年齢層	虐待の類型	施設種別	加害者の職種
女子	乳幼児	身体的	里親等	里親等

(2) 区が講じた措置等

区では、通告受理後、事実確認を行うため、当該里親からの聞き取り等の調査を実施しました。調査結果を児童福祉審議会里親・子どもの権利擁護部会に報告し、同審議会の意見を踏まえ、虐待該当と判断しました。

また、里親認定、登録については削除しました。